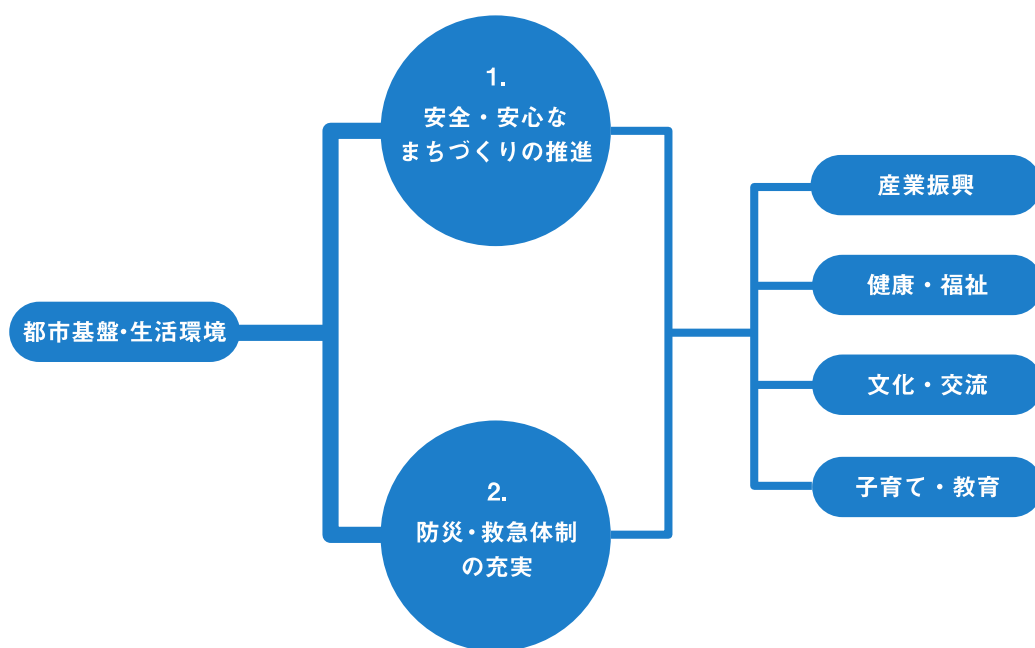




地震や津波、台風などの自然災害並びに交通事故及び犯罪など、日常生活を脅かすあらゆる事態への対策について、2つの施策を展開していきます。

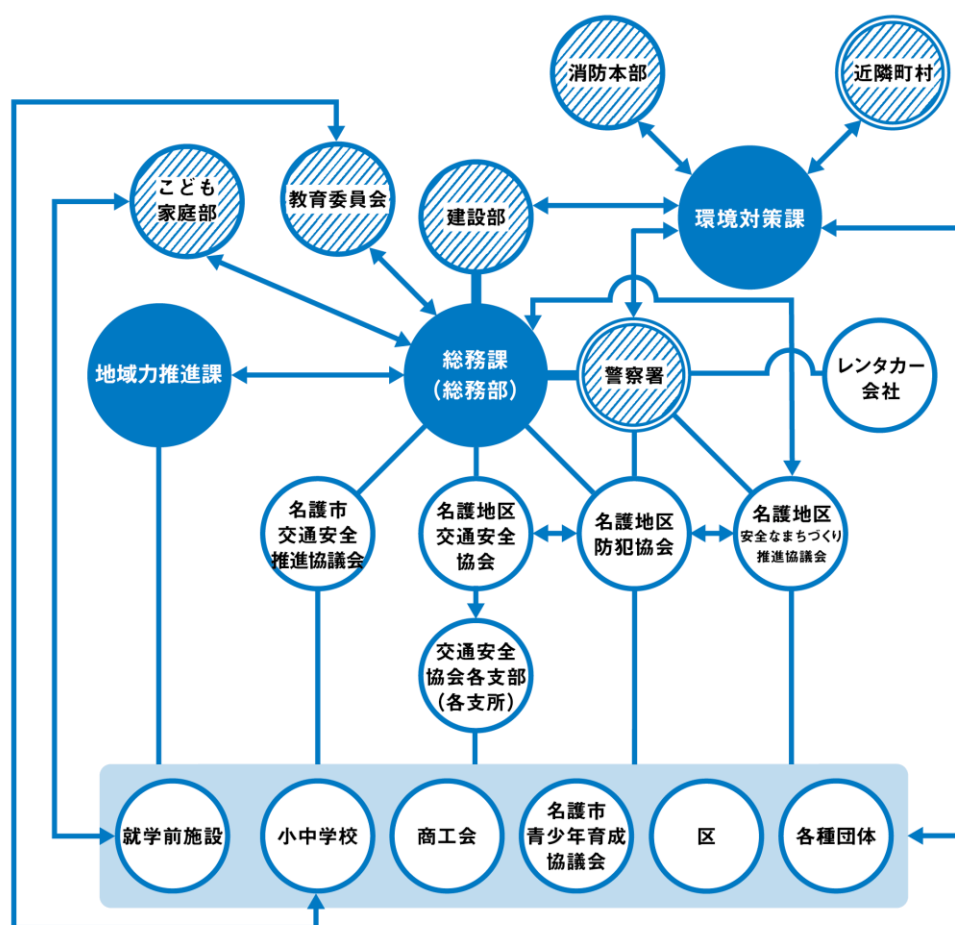
都市基盤・生活環境をはじめ各分野と密接に連携を取りながら、防災体制の構築を図るとともに、市民をはじめ来訪者も安全で安心できるまちづくりを推進します。

施策1 安全・安心なまちづくりの推進

交通安全対策については、警察や交通安全協会と連携し、交通安全の啓発を推進するとともに、近年課題となっている、高齢者の安全運転普及活動の啓発や、観光客に対して危険箇所や生活道路に侵入しないよう周知・啓発についての取組みを強化します。

防犯対策については、地域コミュニティの力で防犯が成り立つよう、防犯カメラの活用も含め、関係機関等と連携し、地域防犯力の向上に取り組めます。

野犬や野良猫等の対策については、地域が一体となって対応できるよう、市民への生態系や飼育に関するモラル・啓発活動に取り組めます。



主な取組み

- 1 交通安全対策の推進
- 2 防犯対策の強化
- 3 野犬・野良猫・ハブ・害虫等の対策強化



主な関連計画

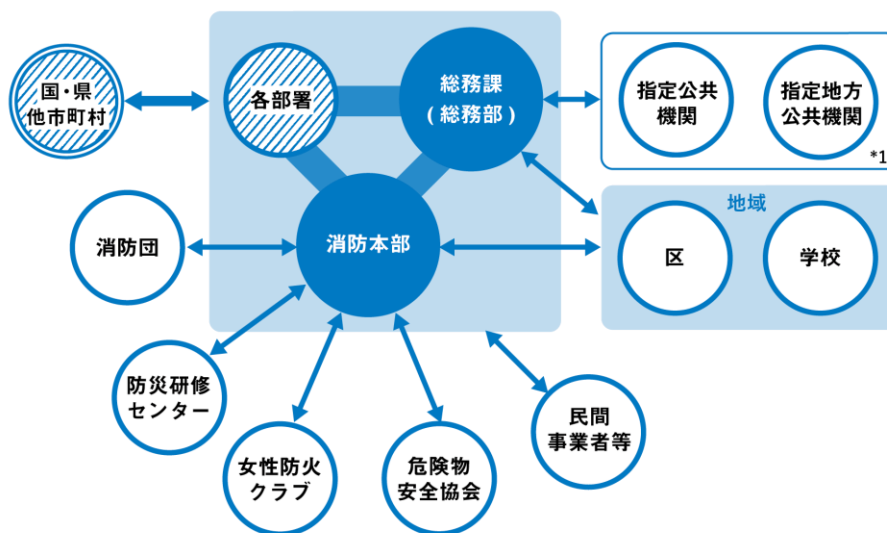
- ・ 名護市環境基本計画

施策2 防災・救急体制の充実

市民の生命や身体、財産を災害等から守るため、市民・地域・行政・関係機関が連携して消防・救急・防災体制の強化を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

防災に関する情報伝達手段の確保や住宅防火対策の推進、違反対象物に対する公表制度の実施、消防団の更なる充実、救急救命講習の受講者増に向けた取組み、平素から市民一人ひとりの防災意識を高める取組み等を通じて、更なる体制強化を図ります。

各地域においては、住民や事業者と連携し、自主防災組織の立ち上げと育成をはじめ、地域が主体となった防災体制の構築を促進します。



*1_指定公共機関・指定地方公共機関とは、「災害基本法」において、公益的事業を営む法人等のうち内閣総理大臣又は都道府県知事が指定するものであり、具体的には電気、ガス、輸送、鉄道、通信等のインフラを担う機関のほか、放送事業者、医師会、大手小売りチェーン店等幅広く指定されています。



主な取組み

- 1 消防・防災体制の整備・充実
- 2 救急救助体制の充実
- 3 地域防災力の向上



主な関連計画

- ・ 名護市地域防災計画
- ・ 名護市国民保護計画

